

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

【令和元年度決算分】

平成 26 年 4 月より、国と地方を合わせた消費税の税率が 5 %から 8 %に改正され、また、令和元年 10 月より 8%から 10%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となります。その増収分については地方税法第 72 条の 116 により、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費（社会保障 4 経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、令和元年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分が、1 億 3, 995 万 6 千円となり、以下の事業に充当しています。

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	決算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重度心身障害者医療費対策費	42,075	21,154	726	20,195	
	障害者地域生活支援事業	25,788	9,762	13	16,013	
	障害福祉サービス等給付事業	544,674	441,717		102,957	
	養護老人ホーム入所者援護費	250,018		38,844	211,174	
	教育・保育施設措置費	1,045,775	709,559	30,311	305,905	
	子ども医療費助成事業	58,424	11,659	45,000	1,765	
	児童扶養手当支給事業	136,088	46,205		89,883	
	母子及び父子家庭等医療費助成事業	6,082	2,961		3,121	
	生活保護費	415,535	323,674	1,904	89,957	
	小計	2,524,459	1,566,691	116,798	840,970	139,956
社会保険	保険基盤安定繰出金等	158,744	119,057		39,687	
	介護保険特別会計繰出金	432,699	20,379		412,320	
	小計	591,443	139,436		452,007	
保健衛生	感染症予防事業	22,732	756		21,976	
	病院事業費	245,000			245,000	
	がん検診事業	16,386		10,797	5,589	
	小計	284,118	756	10,797	272,565	
	合計	3,400,020	1,706,883	127,595	1,565,542	139,956

※決算額には人件費及び事務費は含まれておりません。